

雇用調整助成金 受給額の上限を引き上げ

〈厚生労働省・東京労働局・ハローワーク〉

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律が6月12日成立し、雇用調整助成金の更なる拡充が図られました。

■受給額の上限引き上げ

〈1人あたりの日額を 8,330 円⇒15,000 円に引き上げ〉
令和 2 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間の休業及び教育訓練について、企業規模を問わず上限額が 15,000 円に引き上げられました。



■解雇等を行わない中小企業の助成率を拡充

〈原則 9/10 を一律 10/10 に引き上げ〉
解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業への助成率が 10/10 (100%) に引き上げられました。

「解雇等をせず雇用維持に努める」とは

- ・令和 2 年 1 月 24 日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までに解雇等を行っていないこと（解雇とみなされる有期雇用労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。また、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます。）
- ・賃金締切期間（判定基礎期間）の末日時点の従業員数が、令和 2 年 1 月 24 日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までの各月末時点の従業員数の平均の 5 分の 4 以上であること



● 追加支給の手続き

- ・支給申請済みで支給決定前の事業主の方
追加支給の手続きは「不要」
差額（追加支給分）も含め支給
- ・すでに支給決定された事業主の方
追加支給の手続きは「不要」
差額（追加支給分）は後日支給

支給申請済みで過去の休業手当を見直し（増額し）、従業員に追加で休業手当の増額分を支給した場合は手続きが「必要」です。

詳細は [雇用調整助成金](#) [検索](#)

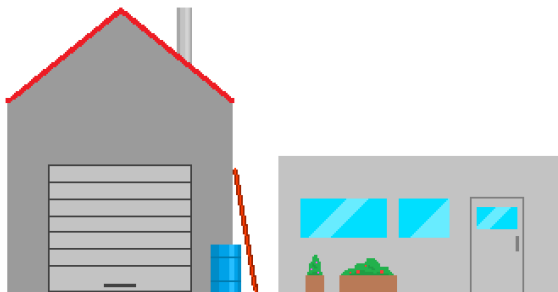
令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置（予告）

〈東京都主税局・都税事務所〉

「地方税等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）」4月30日に施行されました。これにより、厳しい経営環境に置かれている中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋にかかる固定資産税及び都市計画税の負担軽減が図られることになりました。

軽減措置の対象となる納税義務者

一定の収入の減少（※1）があった中小事業者等（※2）の償却資産及び事業用家屋にかかる令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準が2分の1またはゼロになります。



〈※1 一定の収入の減少とは〉

令和2年2月～10月までの任意の3か月の事業収入が、前年の同期間とくらべて、

30%以上 50%未満 減少している者	2分の1
50%以上減少して いる者	ゼロ

〈※2 中小企業等とは〉

以下のいずれかの条件に該当する法人または個人をいいます。

- 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人で、下記の*以外のもの
 - *同一の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人
 - *2以上の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人
- 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

適用条件

令和3年1月31日までに、*認定経営革新等支援機関等の確認を受けて都税事務所に申告した方に適用します。支援機関による確認はまもなく開始される予定です。

中小企業庁 固定資産税等の軽減相談窓口

電話：0570-077322

受付時間：9：30～17：00

認定経営革新等支援機関とは

専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等（ほぼすべての銀行・信金・信組の本支店のほか、税理士、公認会計士などの一部）を国が認定しているものです。

お近くの経営革新等支援機関はホームページでご確認ください。

[経営革新等支援機関一覧](#)

[検索](#)

ご注意！ 消毒用アルコールの取扱いについて

〈板橋消防署・板橋防災メールマガジン6月号より（一部）〉

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすい特性があります。取り扱い時の注意事項を確認しましょう。

危険物に該当する消毒用アルコールとは

消毒用アルコールはアルコールの濃度が60%以上（重量%）の製品が、消防法上の危険物に該当します。

【例】 「内容量の重さ100g」の消毒用アルコールがあるとします。成分表示を見ると「エタノール 80g」と記載されています。

このときのアルコール濃度（重量%）は、 $(80/100) \times 100 = 80\%$ となります。つまり、アルコール濃度（重量%）が60%以上であることから、この消毒用アルコールは危険物に該当することになります。

酒類等のアルコール度数表示は、体積%による表示のため、消防法上の危険物に該当するか判断するためには、体積%から重量%に変換する必要があります。酒類等は、アルコール度数67度前後から危険物に該当する場合があります。

『消毒用アルコールの実験映像』

消毒用アルコール及び高濃度の酒類の燃焼実験映像を、YouTube 東京消防庁公式チャンネルで公開しています。



使用する前に容器表面の表示確認を

【表示項目】 危険物に該当する消毒用アルコールの表示例

- 1 危険物の品名：第四類・アルコール類
- 2 危険等級：危険等級Ⅱ
- 3 化学名：エタノール
- 4 水溶性（第四類のうち、水溶性の危険物の場合のみ表示しています。）
- 5 危険物の数量：1L
- 6 危険物の類別に応じた注意事項：火気厳禁

容器の表面に記載されている表示を確認してから使用しましょう！！



安全な使い方

- ★ 火気の近くでは使用しないようにしましょう
- ★ 詰替えを行う場所では換気を行いましょう
- ★ 直射日光が当たる場所に保管することはやめましょう

板橋区製品・技術大賞 2020 募集中です 〈締切間近！〉

〈主催・(一社)板橋区産業振興公社／板橋区〉



協賛：(公大)東京都立大学・(公財)東京都中小企業振興公社・(地独)東京都立産業技術研究センター・日刊工業新聞社・日本弁理士会関東会・(一社)板橋産業連合会・東京商工会議所板橋支部・(公社)板橋法人会・朝日信用金庫・西京信用金庫・城北信用金庫・巣鴨信用金庫・瀧野川信用金庫・東京信用金庫・東京東信用金庫

後援：(独)中小企業基盤整備機構関東本部・(公社)日本技術士会・日本政策金融公庫板橋支店・みずほ銀行・りそな銀行・りそな総合研究所

● 対象製品

- ・原則として市場発表または販売してから5年以内の新製品・新技術
- ・中小企業または中小企業グループが自ら開発したもの
- ・光学、精密機器、鉄鋼、化学、印刷・製本、情報処理関連等の製品・技術で付加価値を高めるもの、または健康、医療、福祉、環境、防災等の今日的な課題の解決及び生産効率の向上に資する新製品・新技術
- ・主として企業間取引及び一般消費者向け取引によって使用される製品・技術 (BtoB & BtoC)

● 対象企業

- ・板橋区に本社または事業所を有し、事業を営んでいる個人・中小事業者
- ・中小企業グループ (構成メンバー1/2以上が板橋区に本社または事業所を持ち、代表者が板橋区内で事業を営んでいること)

● 賞金

最優秀賞	20万円
優秀賞 (産業団体賞)	5万円
テーマ賞	10万円
審査委員長賞	10万円

【賞金以外の特典 〈フォローアップ事業〉】

- 応募された新製品・新技術について、技術的支援・販路開拓支援・事業化支援など、個別支援を行います。
- 板橋区の産業融資制度を利用する場合は、受賞後2年以内の融資に限り利子補給割合の加算があります。
- 受賞製品は板橋区産業振興公社から、(公財)東京都中小企業振興公社の「ニューマーケット販路開拓支援事業」に推薦します。対象事業に認定されると販路開拓支援などのサポートを受けることができます。
- 受賞製品・技術を紹介・PRするためビデオ映像を作成してお渡しします。

詳細は公社ホームページをご覧ください。

応募締め切りは **7月17日 (金)**

板橋製品技術大賞

検索



応援します!! 職場のいきいき健康

〈東京城北地域産業保健センター〉

東京都医師会と東京労働局との契約を基に、板橋区、豊島区、練馬区の3医師会が共同で、池袋労働基準監督署内の「産業医選任義務のない労働者数50人未満の事業場」を対象に、健康相談・健康指導等の産業保健サービスを提供しています。

〈相談無料・秘密厳守〉

■健康診断結果についての医師からの意見聴取

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常所見があった労働者に関して、健康保持に必要な措置について医師から意見を聴くことができます。

■脳・心臓疾患の高リスク者に対する保健指導。

労働安全衛生法に定められた健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常所見があった労働者に対し、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報提供などを行います。

■メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。

■長時間労働者に対する面接指導

長時間労働が常態化している労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など、医師による面接指導を行います。

● 東京城北地域産業保健センター

電話：03-3962-4848

FAX：03-3964-3652

板橋区大和町1-7 板橋区医師会館3階

東基連・安全衛生研修センター再開

〈(公社)東京労働基準協会連合会〉

新型コロナウイルス感染症対策として中止していた各種講習会を6月1日(月)から再開しました。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、

①ソーシャルディスタンスを確保するため、受講者数を最小限とします。

人数制限のため受講をお断りする場合がありますのでご承知おきください。

②受講に際してはマスクを着用していただきます(マスクのない方は入場をお断りします)。

また、入室前の手洗い、消毒にご協力をお願いします。

③発熱等風邪の症状がみられる方は受講をご遠慮ください

(受講当日朝、非接触型体温計による検温を行います。また、6月15日(月)以降実施する講習に際しては、簡単な「問診票」への記入・提出をお願いします。)

④発熱等を理由とする欠席の場合はキャンセルまたは延期の対応をさせていただきますので、センターまでご連絡をお願いします。

(公社)東京労働基準協会連合会

はこちら



講習会スケジュールはこちら



■■■板橋産業技術支援センターのご案内■■■

板橋産業技術支援センターでは、各種の計測検査機器を廉価でご利用できます。技術相談員が常駐し、機器の操作方法等の指導も行っています。(東京都立産業技術研究センターとインターネットを利用した対面型の遠隔相談もできます。)

〈個別無料セミナー〉1社単独で機器の操作方法を学ぶセミナーです。(要日程調整)

所在地：板橋区舟渡3-5-8 区立ものづくり研究開発連携センター第1ビル4階



訃報

平成13年度から平成18年度まで当会会長を務められました第7代会長の工藤民雄様（工藤プラスチック工業㈱）が6月10日ご逝去されました。

これまでのご功勞に敬意を表しますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

■令和2年度 第1回定期・特殊健康診断

◇日時 令和2年9月3日

◇場所 板橋産連会館3階会議室

新型コロナウイルス感染症対策として、消毒、検温、入場する人数の制限等を実施する予定です。

ご不便、ご迷惑をお掛けいたしますがご協力くださいますようお願い申し上げます。

※ 詳細は同封の申込書またはホームページをご確認ください。



■ 令和2年度

板橋環境管理研究会 定期総会

◇開催日 令和2年7月17日（金）

◇時間 16時00分から

◇場所 板橋産連会館3階会議室

◇対象 板橋環境管理研究会 会員

前事業年度を締めくくり新たな事業年度の活動が動き出す大切な会議です。詳しくは別送の開催通知と出欠連絡用のはがきをご確認ください。

総会の成立（議決の効力）には、正会員の過半数の出席が必要です。このため、総会を欠席される場合は、出欠連絡はがき裏面の「委任状」欄に必ずご記入のうえご返信ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、総会後の懇親会は中止とさせていただきます。

今後の主な予定

開催日	行事	
7月17日	板橋環境管理研究会総会	産連3階会議室
9月3日	定期特殊健康診断	産連3階会議室



● 今後の事業予定は決まり次第、産連ニュース、産連ホームページでお知らせします。

《板橋産連ニュースは、板橋区中小企業活性化事業補助金を活用して発行しています。》